

林野火災対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の方針

この計画は、森林、原野、牧野及び自衛隊演習場等において火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「林野火災」という。）に、市及び防災関係機関等が情報収集活動、消火活動、救急・救護活動、医療活動等の対策を実施するため、必要な事項を定めるものである。

なお、この計画に定めのない事項については、千歳市地域防災計画地震災害対策(共通)編に基づき運用するものとする。

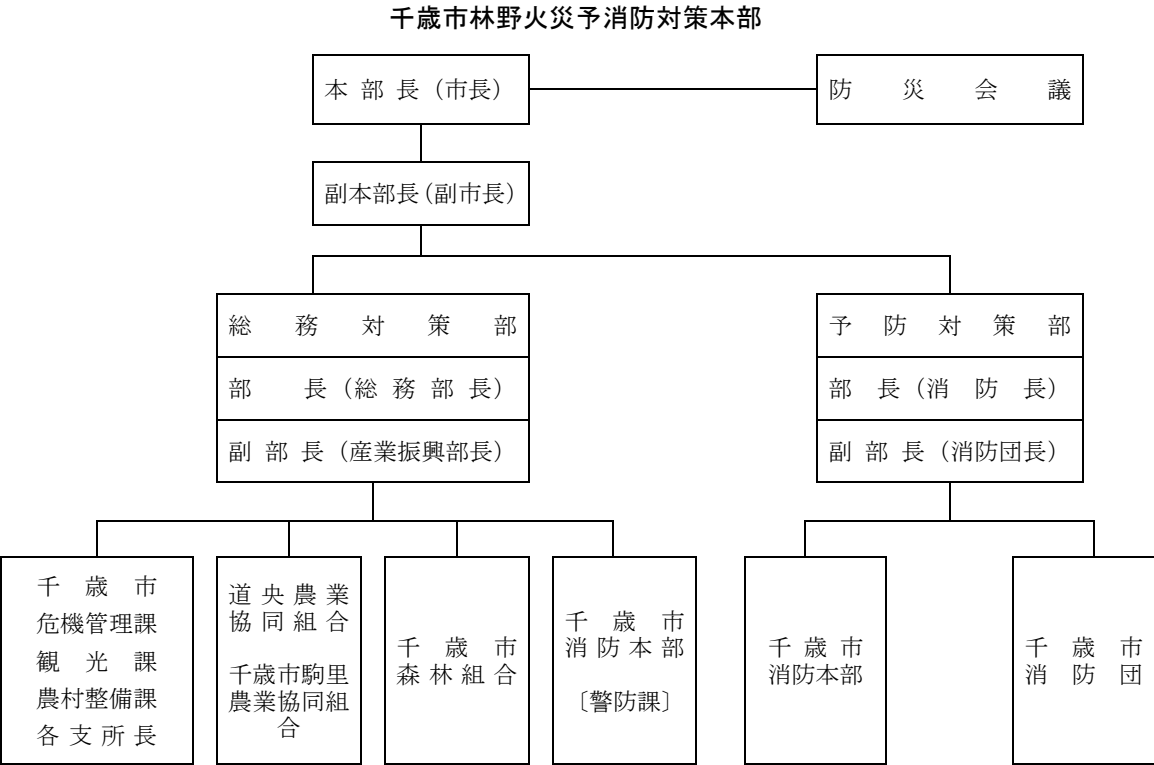
第2節 林野火災体制の確立

第1 林野火災対策の実施機関

市は、林野火災に強い地域づくりを行うため、林野火災の予消防対策を推進し、防災関係機関等相互の連絡・調整、情報交換、計画の実施及び指導等予消防対策の円滑なる実施を図る。

このため、千歳市林野火災予消防対策本部を組織し、設置することができる。

なお、千歳市林野火災予消防対策本部の概要は、次のとおりである。



備考 1 総務対策部は、林野火災予消防対策に係る企画、林野火災気象通報その他の情報の収集、伝達及び本部長からの指示事項の周知徹底を図る。

2 予消防対策部は、予防広報、巡回巡視及び火気の取締りに係る指導等を行う。

第2 林野火災情報の連絡体制

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、気象予警報を的確に把握し、予防の万全を期するため、次により情報の周知徹底を図る。

1 林野火災気象通報

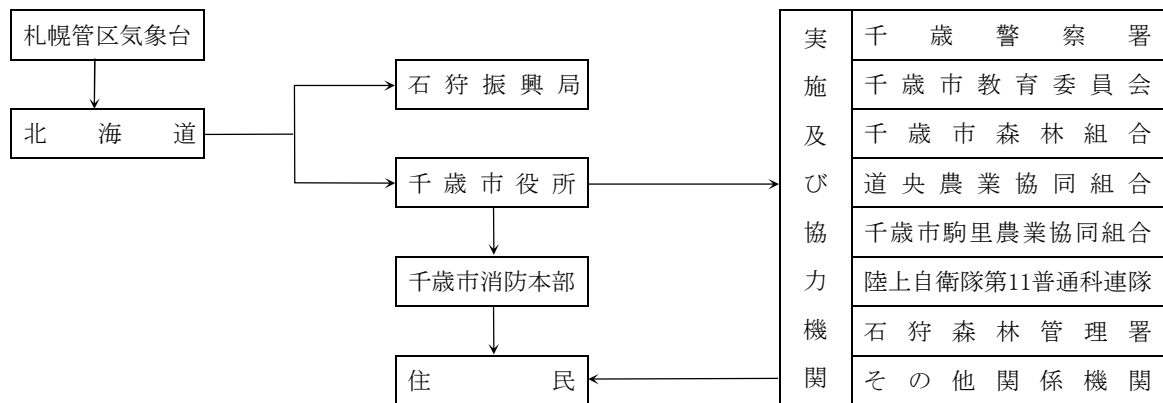
林野火災気象通報は、札幌管区気象台が火災気象通報の一部として行い、発表及び解除をもって行う。

2 林野火災気象通報伝達系統

市長は、北海道（石狩振興局）を経由して林野火災気象通報を受理したときは、次に定める関係機関等へ通報する。

ただし、状況により連絡の必要がないと判断される場合は、連絡先又は情報の全部若しくは一部について連絡を省略できる。

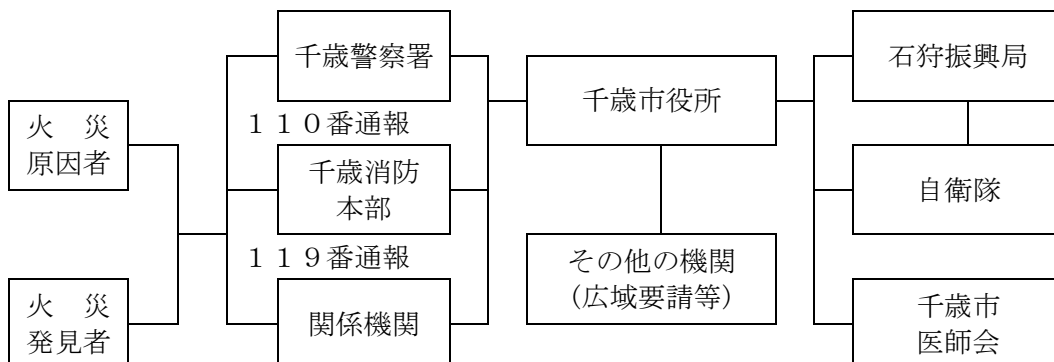
林野火災気象通報伝達系統



3 林野火災発生情報の伝達系統

林野火災発生情報は、火災原因者、又は火災発見者が110番通報や119番通報など、最も早い手段や方法で最寄りの防災関係機関等に対して行う。また、市長は、知り得た林野火災発生情報を防災関係機関等に連絡するほか、必要に応じ広域要請等を行う。

林野火災発生時の情報連絡系統図



第3節 林野火災の概況

地震災害対策（共通）編第1章第3節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第2章 災害予防計画

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 林野火災予防の基本方針

林野火災は、気象・地形・水利等の条件が悪いなか、人為的な原因により発生することが多いことから、市は、林野火災に強い地域づくりのため、地域住民等に対する林野火災予防意識の普及啓発、予消防対策期間の設定による予消防対策の推進、森林保全巡視指導員等による巡視、更には、消火活動体制の確立や消火資器材及び消防施設等の整備等を行い、林野火災発生防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

第2 林野火災予消防対策期間

毎年4月から6月までとし、特に4月下旬から5月末までを「強調期間」とする。

第3 林野火災予消防本部の設置

林野火災の予消防対策を強力に推進するため、林野火災予消防対策実施期間中、第1章第2節に示す「千歳市林野火災予消防対策本部」を設置することができる。

第2節 防災関係機関等との連携

第1 連携体制の整備

市は、平常時から防災関係機関等との連絡を密にし、林野火災の予防対策を行うとともに、林野火災発生時における初動体制の確保や消火、捜索、救急・救助、医療活動など災害応急体制の整備を行う。

第2 関係機関等の予防対策内容

市及び関係機関は、次により予防対策を講ずる。

区 分	対 策 内 容
一般入林者対策	登山、ハイキング、山菜採取等の入林者に対する対策として、次の事項を推進する。 ア タバコ、たき火の不始末による失火については防災意識の啓蒙を図る。 イ 入林しようとする者には、入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくす。 ウ 掲示板を設置し、啓発する。 エ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

	<p>オ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。</p>
火入れ対策	<p>林野火災予消防実施期間中の火入れは極力避けるようにし、できる限り、夏季又は秋季に行うよう指導するとともに、火入れ対策として次の事項を推進する。</p> <p>ア 火入れ方法の事前指導を行う。</p> <p>イ 火入れをする場合は、必ず火入れ許可をとり、許可附帯条件の遵守を励行させる。</p> <p>ウ 火災警報発令又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止させる。</p> <p>エ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。</p>
森林所有者対策	<p>森林所有者は、自己の所有林野から失火を防ぐため適切な予消防対策を講ずるとともに、次の事項を実施するよう努める。</p> <p>ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発を行う。</p> <p>イ 巡視員の配置を行う。</p> <p>ウ 無断入林者に対する指導を行う。</p> <p>エ 火入れに対する安全対策を行う。</p>
林内事業者対策	<p>林内において事業を営むものは、林野火災予消防対策実施期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予消防対策を講ずる。</p> <p>ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。</p> <p>イ 事業を行う箇所に火気責任者の指定する喫煙所を設置するほか、たき火やごみ焼を行う箇所を設ける。また、必要な標識及び消火設備を備える。</p> <p>ウ 事業を行う箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図る。</p> <p>エ 鉱山、道路整備等林内で事業を行う者は、事業区域内より失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予消防措置を講ずる。</p>
自衛隊演習場対策	<p>自衛隊は演習場の火災発生を防止するため、林野火災予消防対策実施期間中、特に次の事項について留意のうえ、適切な予消防対策を講ずる。</p> <p>ア 演習地に出入りする者に対する防火啓発を行う。</p> <p>イ 演習地及び近接地における林野火災発見時の連絡系統及び周知方法を確立する。</p> <p>ウ 危険区域の標示を行う。</p> <p>エ 防火線の設定を行う。</p> <p>オ 巡視員の配置を行う。</p>
森林愛護組合の協力	<p>森林愛護組合は、市及び消防機関における林野火災の予消防活動への協力に努める。</p>
北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者	<p>北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、林野火災の発生を防止するため、必要により注意喚起等を行う。また、車両通行中に林野火災を発見した場合は、可能な限りの手段を講じ、消防機関等に連絡するとともに、路線火災の初期消火及び延焼防止活動への協力に努める</p>

第3章 災害応急対策計画

第1節 林野火災発生時の警戒体制

第1 林野火災警戒体制

火災警報の発令など林野火災発生のおそれがあるとき、あるいは林野火災が発生したときは、被害情報の収集・整理、及び巡視・警戒等の対応を行うため、林野火災警戒本部体制をとる。

また、火災の延焼や人命への影響など相当な被害が予想される場合は、必要により林野火災対策本部を設置し、対応を行う。

第2 林野火災警戒体制等の組織

林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の組織及び活動内容等は、地震災害対策（共通）編第3章第2節「災害対策本部」及び第3節「災害警戒本部」を参照のこと。

第2節 林野火災発生時の情報収集・連絡体制

第1 情報収集・連絡体制

市及び防災関係機関等は、林野火災発生の通報等により被害状況等を把握した場合、収集した被害情報等を相互に連絡する。

また、市は、市域内における林野火災の発生状況等を速やかに北海道（石狩振興局）に報告する

なお、林野火災発生時の情報連絡系統は、第1章第2節「林野火災発生時の情報連絡系統図」のとおりである。

第2 通信手段の確保

市及び防災関係機関等が行う予報、警報及び情報収集伝達、並びにその他林野火災応急対策に必要な指示・命令等は、千歳市防災行政無線、北海道総合行政情報ネットワーク、電話、無線通信等により速やかに行う。

この際、特に林野火災発生地域住民や延焼のおそれのある地域住民への通信手段の確保に留意する。

第3節 林野火災発生時の消防対策

第1 林野火災消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防

止に努めることにあるので、市は平常時から林野火災に即応する体制の強化を図り、ジェットシューター等の消火資器材及び空中消火用薬剤の備蓄に努める。

1 消防活動

千歳市消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、火災の規模、火勢の状況等を判断しつつ、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

この際、林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置等により、効果的な消火を行う。

2 避難措置

市は、人命の安全を確保するため、地震災害対策（共通）編第3章第10節「避難」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

3 自衛隊派遣要請

市は、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事に対し地震災害対策（共通）編第3章第6節「第2 自衛隊の派遣要請」の定めにより、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

4 広域応援

市及び千歳市消防本部は、災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、地震災害対策（共通）編第3章第6節「第3 応援協定等に基づく要請」に準じ、他の消防機関、他の市町村へ応援を要請する。

5 救急・救護活動

市及び千歳市消防本部は、林野火災発生時の救急・救護活動においては、地震災害対策（共通）編第3章第9節「応急医療と救護」の定めるところにより必要な救急・救護措置を実施する。